Ⅰ　医療安全管理指針

１．医療安全のための基本的な考え方

　医療安全は、医療の質に関わる重大な課題である。また、安全な医療の提供は基本となるものであり当院及び職員個人が、医療安全の必要性・重要性を施設および自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の遂行を徹底することが最も重要である。

　このため当院は本指針を活用して、医療安全対策委員会を設置し、医療安全管理体制を確立するとともに、当院関係者の協議のもと、医療安全管理規定及び医療安全管理のためのマニュアルを作成する。また、インシデント（ヒヤリ・ハット）事例及び医療事故の評価分析によりマニュアル等の定期的見直しなどを行い、医療安全管理の強化と充実を図る。

２．組織及びその体制

　（夫々の詳細な規定については、医療安全管理規定に記す）

　当院の医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき当院に以下の１）職員および組織などを設置する。

（１）医療安全管理責任者（院長）

（２）医療安全推進委員長

（３）医療安全推進担当者

（４）医薬品安全管理責任者

（５）医療機器安全管理責任者

（６）医療安全管理委員会・医療安全管理推進委員会

（７）医療事故防止委員会｛6｝に準ずる

（８）医薬品安全管理委員会

（９）医療機器安全管理委員会

（10）感染防止対策委員会

（11）医療にかかる安全確保を目的とした報告基底

（12）医療にかかる安全管理のための研修）

（１）＜医療安全管理者の配置＞

安全管理のための基本理念に則り医療安全対策を総合的に企画・実施し組織横断的に院内の安全管理を担う。

（２）＜医療安全推進委員長＞

　安全管理のための基本的理念に則り、当院の安全管理に関する各部署でのリーダーとしての立場を採る者を指す。（リスクマネージャーと呼称する）

（３）医療安全推進委員

　各部署に安全管理推進者を配置する

（４）＜医薬品管理責任者＞

　医薬品に係る安全管理のための体制を確保するために、医療品管理責任者を置く。

（５）＜医療機器管理責任者＞

　医療機器の保守点検・安全使用に関する体制を確保するために、医療機器管理責任者を置く。

（６）＜医療安全管理委員会（医療事故防止委員会）・医療安全推進委員会＞

　　医療安全管理に対する基本理念に則り、当院の安全管理に関する最高議決機関として医療安全管理委員会ならびに医療事故防止委員会を置く。また各部署に置かれた医療安全推進担当者（リスクマネージャー）により構成される医療安全推進委員会を設置する。

（７）医療事故防止委員会｛６｝に準ずる

（８）＜医薬品安全管理委員会＞

　医療安全管理に対する基本理念に則り、当院の医薬品管理における安全な管理運営のため薬事委員会を設置する。

（９）＜医療機器安全管理委員会＞

　医療安全管理に対する基本理念に則り、当院の医薬機器における安全な管理運営のため医薬機器安全管理委員会を設置する

（10）＜感染節対策委員会＞

　　医療安全管理に対する基本理念に則り、感染防止に対する立場から当院の安全な管理運営のため感染防止対策委員会を設置する

（11）医療にかかる安全確保を目的とした報告規定＞

　医療安全管理に対する基本理念に則り、医療の質を向上させることが医療安全対策への方略であるということを鑑み、このために必要なレポートの提出を当院職員に規定し、情報の収集を図るとともに、さらなる医療安全活動に資するものとしてこれを広く還元する。

（12）医療にかかる安全管理のための研修

　　医療安全管理に対する基本理念に則り、当院職員を対象とした研修会を年2回程度

開催する。また、外部で開催される医療安全管理に関する研修会などへの積極的参加を促し、当院の医療安全対策への有効な方策のひとつとする。

策定　2021年10月24日